

# 国民健康保険税の減免措置について

## **【生活困窮・災害の場合の減免】**

失業や病気、怪我などにより前年度と比較して所得が著しく減少した場合や災害(震災や風水害、火災等)で住宅に損害を受けた場合など特定の要件に当てはまり、国民健康保険税の納付が困難と認められる場合、国民健康保険税が減免されることがあります。

減免制度を利用するには、申請が必要です。

### **【減免対象となる世帯】**

- (1) 生活保護を受けている場合
- (2) 生活保護以外の公私の扶助を受けている、もしくは公私の扶助は受けていないが、同程度の生活困窮の状態にある場合
- (3) 被保険者が失業、病気、怪我などにより当該年の合計所得が皆無になる、もしくは前年と比較して当該年の合計所得が2分の1以上減少する見込みの場合
- (4) 納税義務者と生計を一にする親族(内縁を含む)等の合計所得が、著しく減少もしくは前年と比較して当該年の合計所得が2分の1以上減少する見込みの場合
- (5) 災害(震災や風水害、火災等)により財産(住宅等)がその資産の価額の10分の3以上の損失を被った場合

### **【減免される国民健康保険税額】**

- ・減免対象となる世帯(1)の場合…10分の10
- ・減免対象となる世帯(2)の場合…10分の5
- ・減免対象となる世帯(3)(4)の場合…以下の表のとおり

前年の合計所得金額	所得の減少割合		
	所得皆無	3分の2以上	2分の1以上
300万円以下	10分の10	10分の8	10分の6
400万円以下	10分の8	10分の6	10分の4
550万円以下	10分の6	10分の4	10分の2
750万円以下	10分の4	10分の2	減免無し
1,000万円以下	10分の2	減免無し	減免無し

・減免対象となる世帯(5)の場合…以下の表のとおり

前年の合計所得金額	損害の程度	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
300 万円以下	10 分の 5	10 分の 10
400 万円以下	10 分の 4	10 分の 8
550 万円以下	10 分の 3	10 分の 6
750 万円以下	10 分の 2	10 分の 4
1,000 万円以下	10 分の 1	10 分の 2

### 【減免申請方法】

国民健康保険税減免申請書等を印刷し、必要事項を記入して、納期限前に添付書類とともに税務会計課に提出して下さい。

申請は郵送でも受け付けます。

申請書等は、税務会計課窓口にもあります。

※納期限未到来分が減免対象となります。

### 【提出書類】

〈減免対象となる世帯(1)の場合〉

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・生活保護受給証明書

〈減免対象となる世帯(2)の場合〉

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・公私の扶助を受けている場合は、その事実を証する書類
- ・公私の扶助を受けていない場合は、収入見込申告書と収入の状況が分かる書類(給与明細書や売上帳など)

〈減免対象となる世帯(3)の場合〉

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・収入見込申告書
- ・収入の状況が分かる書類(給与明細書や売上帳の写しなど)

〈減免対象となる世帯(4)の場合〉

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・事実を証する書類(罹災証明書の写しなど)

## **【旧被扶養者の方の減免】**

後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。そのため、勤務先の健康保険(国民健康保険組合を除く。以下、「被用者保険」という。)に加入されていた方が75歳に到達すると、その方の被扶養者は国民健康保険に加入することになり、国民健康保険税が課税されるようになります。その負担を抑えるための減免措置があります。

減免制度を利用するには、申請が必要です。

### **【減免対象者】**

国民健康保険の被保険者のうち、次の項目全てに該当する方

- (1) 国民健康保険の資格を取得した日時点で、65歳以上であること。
- (2) 国民健康保険の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であったこと。
- (3) 国民健康保険の資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療制度に加入したこと。

### **【減免措置の内容】**

#### **〈所得割額〉**

全額免除

#### **〈均等割額〉**

- (1) 一般世帯:5割減額
- (2) 2割軽減世帯:軽減前の額の3割減額
- (3) 5割、7割軽減世帯:減額なし

※国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月の間に限ります。

#### **〈平等割額〉**

- (1) 一般世帯:5割減額
- (2) 2割軽減世帯:軽減前の額の3割
- (3) 特定継続世帯(軽減非該当):特定継続世帯に該当することによる軽減前の額の2.5割
- (4) 特定継続世帯(2割軽減世帯):特定継続世帯に該当することによる軽減及び2割軽減の前の額の1割
- (5) 5割、7割軽減世帯、特定世帯、特定継続世帯の5割、7割軽減世帯:軽減なし

※旧被扶養者のみで構成される世帯に限ります。

※国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月の間に限ります。

※国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者ではなくなったことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯を5年間は特定世帯、5年を経過した後、3年間は特定継続世帯といい、それぞれ軽減措置が受けられます。

**【減免申請方法】**

国民健康保険税減免申請書を印刷し、必要事項を記入して、税務会計課に提出して下さい。

申請は郵送でも受け付けます。

申請書等は、税務会計課窓口にもあります。

他市町村から転入されたことにより、資格を取得した場合は、転入前の市町村から交付された「旧被扶養者異動連絡票」を添付してください。

**【申請先・問合せ先】**

〒010-0494

秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1

税務会計課

Tel.0185-45-2113

Fax.0185-45-2162